

若者向け消費者被害防止動画制作等業務委託仕様書

1 業務名

若者向け消費者被害防止動画制作等業務委託

2 業務目的

令和4年4月1日から成年年齢引下げとなり2年が経過し、若者からの相談が増加傾向にある。特に「ネットの副業」、「エステや美容医療」、「詐欺的なネット通販」に関する相談が多く寄せられている。

このような状況から若者の消費者被害を防ぐことを目的に、トラブル事例と対応法、被害にあったときの相談先等、若者が理解しやすい動画を制作する。

3 委託期間

契約締結日から令和6年10月31日（木）まで

4 制作方針

制作する動画の内容は、高校生が見て容易に理解できるレベルとする。

簡潔でテンポのいい構成にするなど、飽きずに最後まで視聴できる内容とする。

5 企画コンペ提案

次に指定するテーマの内容で、それぞれ1本ずつ、合計3本制作する。

動画1本当たりの放映時間は2～3分程度とする。

全ての動画にナレーション、字幕及び手話動画を挿入すること。手話動画については、発注者にて提供し、受注者にて編集を行うものとする。

(1)指定するテーマ

ア ネットの副業に関するトラブル事例とその対応、相談先

事例

- ・SNSで「簡単に高収入が得られる方法を教えます」と誘われ、高額なノウハウ情報、マニュアルを買わされた。
- ・お金がないと断ると、消費者金融から借りるよう指示された。

アドバイス

- ・「簡単にもうかる」という、旨い話はありません。
- ・支払ったお金は戻らないことがほとんどです。
- ・「お金がない」いう断り方ではなく、「いりません」「必要ありません」ときっぱり断りましょう。
- ・有名人を騙った投資詐欺の相談も増えているため注意しましょう。

相談先

郡山市消費生活センター ☎024-921-0333 平日 8:30～17:00

消費者ホットライン ☎188 ※消費者ホットラインはお住いの地域から最寄りの消費生活相談窓口を案内するナビダイヤルです。

イ エステや美容医療に関するトラブル事例とその対応、相談先

事例

- ・お試しのつもりが「今なら」ということで高額なコースを契約してしまった。
- ・長期間の分割払いで、高額なローンになり返済が不安だ。

アドバイス

- ・「お試し施術」「月額〇〇円」など気軽さや安さを強調した広告だけで判断しないようにしましょう。
- ・分割払いは手数料を含めた金額や、期間を確認しましょう。
- ・その場の雰囲気流されず契約条件について十分に説明を受けて判断しましょう。

相談先

郡山市消費生活センター ☎024-921-0333 平日 8:30~17:00

消費者ホットライン ☎188 ※消費者ホットラインはお住いの地域から最寄りの消費生活相談窓口を案内するナビダイヤルです。

ウ 詐欺的なネット通販に関するトラブル事例とその対応、相談先

事例

- ・デパートの閉店セールでブランドバックをネット注文したが偽サイトだった。
- ・ネット広告でブランド品が安く販売されているのを知り、注文したが届かなかった。

アドバイス

- ・最近は見分けがつかないほど公式サイトに似せてあるものが増えています。
- ・URLの表記や大幅値引き表記に注意しましょう。
- ・一度伝えた個人情報は取り戻せません。また、返金されないことがほとんどです。
- ・フリマサイトは通販サイトと違い、個人同士の取引です。利用規約をよく確認し、トラブル発生時は当事者間で解決することが求められる点を理解しましょう。

相談先

郡山市消費生活センター ☎024-921-0333 平日 8:30~17:00

消費者ホットライン ☎188 ※消費者ホットラインはお住いの地域から最寄りの消費生活相談窓口を案内するナビダイヤルです。

(2) 想定している企画内容

ア アニメーション

イ 俳優を起用したドラマ

ウ タレントや YouTuber、キャラクターなどの活用による PR 動画 など

上記は企画案の一例のため、その他 SNS での配信に特化した内容の表現方法で、独自の企画案を提案すること。

6 規格・仕様

(1) 形式：ハイビジョン、ナレーション、BGM、CG 制作

(2) 言語：日本語

7 成果品

(1) マスターソフト DVD 1 式（日本語版） ※本市で複製ができる DVD とする。

- (2) 貸出用動画 DVD 3枚
- (3) YouTube 掲載用にデータ変換したもの 1式 (MP4 形式)
- (4) YouTube のショート動画用に 60 秒以内に編集をしたもの 1式 (MP4 形式)
- (5) YouTube 掲載用のサムネイル画像
- (6) 動画制作時に撮影した素材データ 1式 (白データ)

8 委託内容

映像ソフト動画制作に係る映像の制作・企画、企画に基づく情報収集、構成、台本、演出、製作調整、撮影、編集、アニメーション、CG 制作、MA (ナレーション、テロップ、BGM 等を含む)、マスター制作、YouTube データ制作、DVD 製作等映像制作に関わる全ての業務とする。

9 制作に当たっての基本的考え方

委託による。受注者の委託選定に当たっては、より優れた成果品を得るために公募型企画コンペ方式を採用する。

10 制作条件

(1) 全体

- ア 受注者は、発注者と協議の上、構成台本・ナレーション原稿を作成し、それを基に撮影・編集を行い、成果品を発注者に納品する。
- イ 受注者は、発注者と協議の上、納品までの日程を定め、あらかじめ工程表を発注者に提出する。

(2) 撮影

- ア 撮影する場合はハイビジョン対応のカメラとレンズで撮影する。
- イ 取材・映像撮影は、原則として、ディレクター・カメラマン・音声・照明を配置して行う (担当業務の兼務は可)。

(3) 編集

編集に当たっては、原則として粗編集、本編集、ナレーション録音の各段階において試写、又は立会いにより発注者の承諾を受けること。

(4) 納品

- ア 制作過程における撮影した映像素材 (白素材) について、発注者へ提供すること。
- イ バックアップデータ 1 式を発注者へ納品すること。

(5) その他

- ア 業務全体を管理・統括する者を一人置くこと。発注者との連絡は原則としてこの統括者を通じて行う。
- イ 発注者に対する受注者の対応が不誠実と認められる場合又は成果不十分と認められる場合には、委託期間の途中で契約を解除できるものとする。
- ウ 受注者所有の写真・映像等を使用する場合には、著作権 (著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。以下同じ。) 等に十分注意の上、自らの責任において利用すること。

- エ 受注者が、その作業過程において必要とする発注者の行政に関する図書及び写真・映像等関係資料の貸与については、発注者と別途協議すること。
- オ 受注者は、発注者の求めに応じ、業務の主要な区切りの時点において報告を行い、また作業の進捗について打合せを行うこととし、修正のあった部分については速やかに対応すること。
- カ 本業務にて制作した映像ソフトの完成した作品及び映像素材データの著作権等は、発注者に帰属するものとする。また、本業務で制作した映像ソフトは、YouTube への掲載などの二次使用を行うことから、著作権等必要な措置を講じた上で制作するものとする（公開後、最低でも5年間程度の使用を想定）。
- キ 委託期間終了後であっても、成果品に誤り等が発見された場合には、受注者は自らの責任と負担により速やかに対応するものとする。
- ク 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ受注者は、発注者と協議して定めることとする。